

沖縄県立精和病院移転・統合基本計画策定支援業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

沖縄県立精和病院移転・統合基本計画策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

3 業務目的

沖縄県立精和病院（以下「精和病院」という。）は、施設の老朽化に伴う早期の建替と土砂災害警戒区域の指定に伴う移転が必要となっているところ、沖縄県病院事業局が令和4年3月に策定した「県立病院ビジョン」において、精和病院の移転建替に当たっては、精神科医療機能の充実のための総合病院との連携強化等に向け、総合病院との統合を含めて検討することとされた。

沖縄県病院事業局では、令和4年5月に「精和病院移転・統合検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、3回に渡る委員会を経て、精和病院を沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「南部医療センター・こども医療センター」という。）敷地内に移転建替し、同センターと統合・センター化する（以下「統合・センター化」という。）とした基本構想案を令和5年5月にとりまとめ、まもなく「沖縄県立精和病院移転・統合基本構想」（以下「基本構想」という。）として策定する見込みである。

本委託業務においては、精和病院の統合・センター化にあたり、基本構想に基づき、最新の国や県の精神科医療政策に関する情報の収集及び整理と県内精神科医療の現状及び課題の分析を行った上で、新病院に係る詳細な医療機能、病床規模、診療体制、建設計画、整備事業費・経営収支見通し、医療情報システム、医療機器整備のほか、精和病院と南部医療センター・こども医療センター間で重複する機能の整理、南部医療センター・こども医療センター側で必要となる機能の整理、統合・センター化までの病院間の連携等について検討を行い、基本設計に必要な諸条件を整理することを目的とする。

4 業務内容

基本構想及び検討委員会における議論の内容を踏まえ、以下の業務を行うこと。

(1) 医療環境分析と課題の抽出

① 外部環境分析

- ア 国の精神科医療政策の方向性
- イ 第8次沖縄県医療計画における精神科医療の方向性
- ウ 県全域及び本島内における精神科医療の現状と課題、将来動向
(将来人口推計、推定患者数の分析、本島内医療機関調査等)

② 内部環境分析

- ア 入院患者分析(精和病院及び南部医療センター・こども医療センター精神科)
 - イ 外来患者分析(精和病院及び南部医療センター・こども医療センター精神科)
 - ウ 訪問患者分析(精和病院)
 - エ デイケア患者分析(精和病院)
 - オ 南部医療センター・こども医療センター精神科医師の身体科への関与
 - カ 重複する部門等に係る分析
(看護部、事務部、薬局、検査科、リハビリ室、地域連携室等)
 - キ 収益性分析とベンチマーク比較
 - ク 敷地内ヘリポート整備に係る分析
 - ケ 南部医療センター・こども医療センターの運営に対する影響分析
駐車場およびエネルギーに係る需給分析を含めること。
 - コ 精和病院跡地利用に係る分析
- #### ③ 同種統合病院の調査と比較分析
- #### ④ 地方自治体立総合病院内の精神医療センターの調査分析
- 地方公営企業法全部適用病院における、院長とセンター長の権限分掌について調査比較すること。
- #### ⑤ その他必要な調査分析等

(2) 基本計画書(概要版を含む)の策定支援

① 全体計画

- ア 基本構想における現状と課題の再整理及び最新情報の追加等
- イ 基本構想を踏まえた新病院が担うべき医療機能の詳細とその規模
- ウ 部門方針

② 施設整備計画

整備場所、敷地内配置計画、駐車場計画、整備手法、整備スケジュール等

③ 医療情報システム整備計画

④ 医療機器整備計画

⑤ 部門別基本計画

運営方針、業務内容、組織体制、施設基準条件等

- ⑥ 経営収支見通し
 - ア 整備事業費（概算）の算出
 - イ 国庫補助対象面積
 - ウ 経営収支シミュレーション（診療加算等含む）
 - ⑦ その他必要な計画
 - 附帯施設や精和病院跡地の利活用方針等
- (3) 会議・打ち合わせ等の開催・運営等
- ① 検討委員会の開催（2回程度）

検討委員会を開催し、その運営（日程や会場の調整、謝金や旅費、会場費用等の支払などを含む）及び資料提供を行うとともに、委員会における意見を集約・調整し、基本計画に反映すること。
 - ② 作業部会の開催（月1回程度）

基本計画の作成にあたり、作業部会等を開催し、その運営（日程や会場の調整などを含む）及び検討委員会での議論に向けたとりまとめを行うこと。
 - ③ 部門別ワーキンググループの開催

部門ごとに現場スタッフの意見を集約するとともに専門的な知見に基づく助言を行うワーキンググループを開催し、その運営（日程や会場の調整などを含む）及び作業部会での議論に向けたとりまとめを行うこと。
 - ④ 事務局打ち合わせ（月2回程度）
 - ⑤ その他必要となる説明会等の開催
- (4) 会議・打ち合わせ資料等作成
- ① 会議・打ち合わせの日程調整
 - ② 会議・打ち合わせ資料の作成
 - ③ 会議・打ち合わせ記録の作成及び意見の整理
- (5) 国庫補助金や病院事業債等の財政措置に関する資料作成支援
- (6) パブリックコメントの実施支援
基本計画の策定に向けたパブリックコメントの実施に係る資料作成等支援
- (7) スケジュール管理支援
- ① 全体計画
 - ② 作業部会、部門別ワーキンググループ計画
- (8) その他、委託業務の実施にあたって必要な事項
委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、

効果的・効率的な実施となるようオンラインの活用等も併せて検討すること。

また、具体的な事項や新たに生じた課題等について、委託者と受託者、双方協議の上で対応を行うこと。

5 実施体制

委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、委託者との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

6 成果物

(1) 本業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。

- ① 基本計画書 A4版 (50部)
- ② 基本計画書 (概要版) (50部)
- ③ 本業務の実施に当たり作成した全ての資料等の電子データ (CD-R等) (3部)

(2) 提出期限は、令和6年3月25日 (月) とする。

(3) 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。

(4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(5) 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 企画提案書の内容

(1) 上記「4 業務内容」のほか、業務開始を令和5年7月と仮定して、成果報告までの実施体制及びスケジュール、業務目的に沿った効果的な提案 (その理由も含む) などを記載すること。

(2) 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについては、以下のとおりとする。

- ① 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ② A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすい

よう適宜工夫すること。

- ③ プレゼンテーションの時間については、応募者数によるため、参加者を確定後に通知するものとする。

8 留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、調査の効率性や調査結果の有用性を十分に考慮したものとすること。また、県外調査等は、効率性、費用、得られる成果などを考慮した上で提案すること。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 委託候補者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、委託候補者と事前に協議して委託業務の内容を決定し進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

9 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、委託者が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ 再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、委託者が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○ その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、委託者が簡易と決定した業務